リース資産の計上誤り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 大正白稜高等学校 | 下記の賃貸借契約について、ファイナンス・リース取引におけるリース資産に該当する場合は固定資産として計上しなければならないが計上していなかった。  また、リース資産の計上に伴い必要となる公有財産台帳への登録もされていなかった。   |  |  | | --- | --- | | 借入件名 | アクティブラーニングルーム整備事業に伴う機器等の賃貸借 | | 借入金額 | 19,414,080円 | | 借入期間 | 平成30年１月16日から令和５年１月15日まで | | 検出事項について、速やかに公有財産台帳システムへリース資産として登録するとともに、大阪府財務諸表作成基準等に基づき、適正な事務処理を行われたい。  【大阪府財務諸表作成基準】  （固定資産の分類及び計上）  第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。  (5）リース資産  ファイナンス・リース取引（重要性の乏しいものを除く。）におけるリース資産を計上する。  【大阪府財務諸表作成基準の注解】  第15条　第５号関係  (1)　ファイナンス・リース取引は、複数年の賃貸借契約を締結するもののうち、法第214条に規定する債務負担行為を設定するもの等、リース期間とリース料を設定し、かつ、実質的に中途解約を禁止した契約をいう。  (2)　重要性の乏しいものとは、リース期間が１年以内のリース取引又はリース契約１件あたりのリース料総額（維持管理費相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる）が300万円以下のリース取引をいう。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （その他の資産）  第20条　財産以外で作成基準に規定する次の各号に掲げる資産については、部局長等がそれぞれ、システムを利用して管理するものとする。また、その取得・管理・処分については、別に定めがある場合を除き、部局長等がそれぞれ、以下の方法により取り扱うものとする。  (1)　リース資産  ア　作成基準第15条第５号に規定する固定資産をいう。 | アクティブラーニングルーム整備事業に伴う機器等の賃貸借のリース資産について、公有財産台帳への登録を行った。  今後は、大阪府財務諸表作成基準等に基づき、適正な事務処理を行うなど再発防止に努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和２年12月15日）